

インドネシア進出における新たな出願戦略 特許法と商標法の改正

会員
無料

～大改正で見てきた権利拡大と特許年金制度の改善点の解説～

平成 29年 3月15日 (水) 14:00～17:00

◆インドネシア特許法及び商標法が改正・施行

2016年、インドネシア政府は長く改正されていなかった特許法及び商標法を改正・施行しました。各国の知的財産制度とのハーモナイズを行うほか、商標のマドリット協定議定書を批准、2年以内の導入が予定されています。

◆法改正に伴い、年金手続きが明確に

特許法では、医薬やコンピュータプログラムの出願要件や記載要件の厳格化、審査期間の短縮に加え、登録後の自発補正などを含めた審判委員会の職権拡大、及び特許年金制度の改正が行われました。特に長年煩雑で問題となることが多かった、登録時の維持年金納付と、放棄による未払い債務の対応が明確となっています。

◆商標法では、立体商標、音及びホログラムなどの新しいタイプの商標の出願が可能となるほか、地理的表示（GI）が範疇に含まれることになりました。また、出願手続きの簡素化、審査手続きにおける実体審査前の異議申立受付や審査期間の短縮、更新手続きでのグレースピリオドの導入が行われ、出願人からみて利便性が向上しています。

◆権利行使の面では、特許権侵害の例外として並行輸入やボラー条項などが導入されました。また、商標権侵害では刑事罰の倍増をはじめとする罰則強化などが追加されています。

◆煩雑なインドネシアの出願実務に精通した専門家が、変更点をわかりやすく解説いたします。

講師



Yenny Halim 氏

ACEMARK Intellectual Property, Managing Partner, Registered IP Consultant



相澤 良明 氏

株式会社KyKインターナショナル
知財コンサルタント

講義内容

1. 特許

- (1) 2016年特許法改正のポイント
- (2) 特許審査手続きの変更
- (3) 審判委員会の職権拡大

2. 商標

- (1) 2016年商標法改正のポイント
- (2) 商標審査及び異議申立に関する変更
- (3) 更新手続きの変更

3. 権利行使

- (1) 特許権侵害に関する変更（並行輸入、ボラー条項など）
- (2) 商標権侵害に関する変更（刑事罰の強化など）

4. 年金支払方法の変更

5. インドネシア進出に向けての知財戦略

◆会 場：発明会館7階 研修ルーム

◆定 員：50名

◆受講料：会員 無料（※（一社）発明推進協会、（公社）発明協会、各地域協会のいずれかの会員）
一般 5,000円（※消費税8%込み、テキスト代込み）

◆申 込：FAX 03-3506-8788 または E-mail: kouza-form@jiii.or.jp



一般社団法人 発明推進協会 研修ルーム (発明会館7階)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-14 TEL : 03-3502-5439 E-mail : kouza-form@jiii.or.jp

講座申込書

開催日	講座名	受講者名 (ふりがな)	会社名	部署名	E-mail	知財業務 経験年数

住所	〒 -	
TEL & FAX	TEL ()	FAX ()
メールアドレス	@	
請求書送付先 (受講者と異なる場合 にご記入ください)	部署名	担当者

今後、E-mailで当協会主催の研修・講座等に関するご案内を送付させていただきます。
 ご不要な方は、チェックをお付けください。

メール不要

(一般社団法人発明推進協会は、個人情報の重要性を認識し、適切な保護に努めます。)

お申込み金額
 (種別) 会員 : 0円 ・ 一般 : 5,000円 × ____ 名 = _____ 円

お支払い方法
当日現金 ・ 銀行振込 ・ 得意先コード (総合管理請求書)
 得意先コードNo. □□ - □□□□ - □□
 (※このコードは会員コードではございません)

- ※**会員かどうか記入のない場合は、非会員扱いとなりますのでご注意願います。**
- ※講師及び日程等は、カリキュラム編成等の都合により、一部変更することがあります。
- ※お支払いは、請求書到着後をお願い致します。
- ※講座開催の前日を起算日として5営業日より前ならばキャンセルできます。それ以降のキャンセルはできかねますので予めご了承ください。
- ※講座開催日の10日前頃に聴講券、納品書、又は請求書等を郵送いたします。当日は聴講券をご持参のうえ、ご来場ください。